

2. 水質保全に関する法令

(1) 法令の施行状況

昭和42年に「公害対策基本法」が制定された後も、経済の急速な発展は公害の更なる多様化と複雑化をもたらしてきたため、昭和45年に公害対策基本法の改正および公害関係諸法の再検討が行われた。この中で、昭和33年に制定された旧水質2法も見直しが行われ、昭和45年には旧2法を発展的に改正した「水質汚濁防止法」が制定された。

また、昭和48年に制定されていた時限立法「瀬戸内海環境保全臨時措置法」が、瀬戸内海の水質改善を目的として、昭和53年に「瀬戸内海環境保全特別措置法」として恒久法に改められた。

さらに、水質汚濁防止法による排水規制など、従来の制度だけでは湖沼の水質改善には不十分であることから、昭和59年には「湖沼水質保全特別措置法」が制定されている。

地球的な規模での環境保全が課題となっているなかで、わが国は先進諸国と比べて対応が遅れていたが、平成5年11月に従来の公害対策基本法が廃止され、新しく「環境基本法」が制定された。

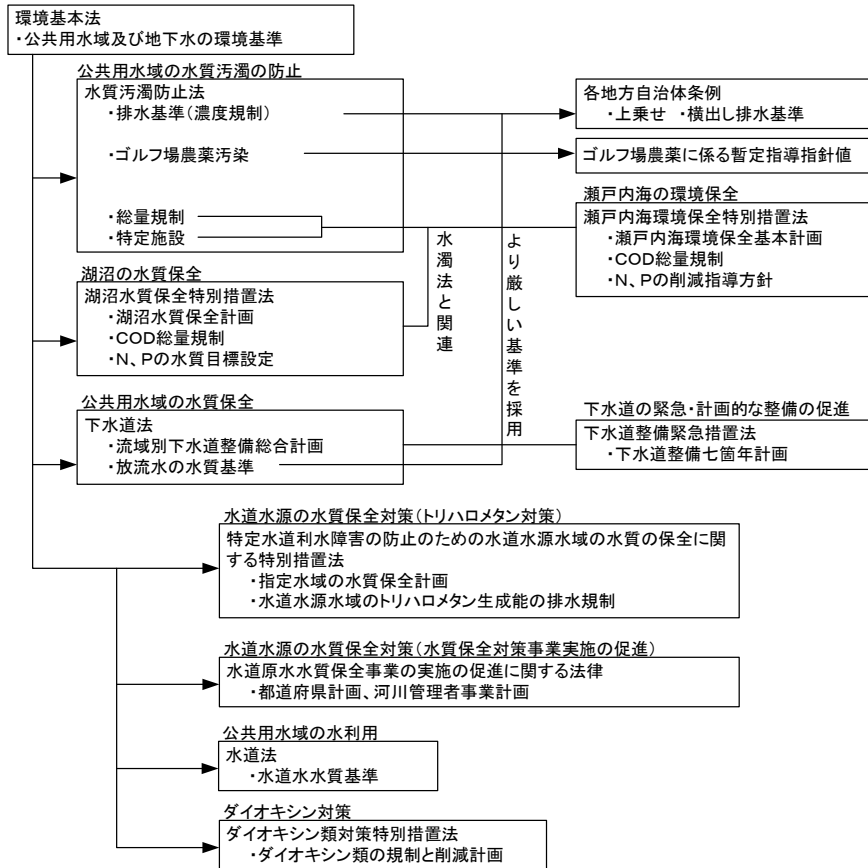
また、近年は水道水の異臭味被害の増加やトリハロメタン検出などが問題となっており、水道水においしさや安全性の確保が求められている。このような動向を背景に平成6年3月に水源水質を保全するための「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」と「特定水道利水障害防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法」が制定された。

平成9年度には、「河川法」の一部が改正され、河川環境の整備と保全の項目が追加された。

さらに、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるダイオキシン類について、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定める「ダイオキシン類対策特別措置法」が、平成11年に公布されている。

【表5-8 水質保全関連法の施行状況】

| 施行年 | 内 容 |
|---------|--|
| 昭和33年 | ・旧水質2法制定 |
| 昭和42年 | ・「公害対策基本法」制定 |
| 昭和45年 | ・「公害対策基本法」改正 ・「公害関係諸法」再検討 ・旧水質2法見直し ・「水質汚濁防止法」制定 |
| 昭和48年 | ・「瀬戸内海環境保全臨時措置法」制定 |
| 昭和53年 | ・「瀬戸内海環境保全特別措置法」制定 |
| 昭和59年 | ・「湖沼水質保全特別措置法」制定 |
| 平成2年6月 | ・水質汚濁防止法改正 |
| 平成5年11月 | ・「公害対策基本法」廃止 ・「環境基本法」制定 |
| 平成6年3月 | ・「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」制定 ・「特定水道利水障害防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法」制定 |
| 平成9年12月 | ・「河川法の一部を改正する法律」施行 ・「構造令の改正」執行 |
| 平成12年1月 | ・ダイオキシン類対策特別措置法施行 |
| 平成12年3月 | ・特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律施行 |
| 平成14年4月 | ・改正水道法施行 |
| 平成15年2月 | ・土壌汚染対策法施行 |
| 平成16年4月 | ・改正水道水水質基準の施行 |
| 平成18年2月 | ・環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令施行 |



【図 5-2 水質保全に関連する主な法令の関係】

詳細は資料 5-11~27、表 5-9 を参照

(2) 府県条例・要綱の概要

平成20年3月現在、流域の府県の主な水質関連の条例および要綱には次のようなものがある。

【表 5-9 流域の環境に関する主な府県条例・要綱】

| | 環境全般・公害防止 | 上乗せ排水基準の制定 | 生活雑排水関係 | 農薬の安全使用指導 | 環境影響評価 | 自然環境保全関係 | 湖沼の富栄養化対策 | 海域の保全関係 | ごみの散乱防止 | PCBの規制 |
|-----|-----------|------------|---------|-----------|--------|----------|-----------|---------|---------|--------|
| 三重県 | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | | | | |
| 滋賀県 | ○ | ○ | ○ | ○● | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 京都府 | ○ | ○ | | ● | ○ | ○ | | | | |
| 大阪府 | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | | ○ | | |
| 兵庫県 | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | | | ● | ○ |
| 奈良県 | ○● | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | | | | |

○条例 ●要綱

詳細は資料 5-13 を参照